



平成20年5月16日

各 位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 芝 則之
(コード番号：6335 東証・大証第1部)
問合せ先 法 務 室 長 根 本 伸
(TEL 03-3451-8141)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について

当社は、平成18年6月29日開催の当社第149回定時株主総会において、株主の皆様の承認を受け、有効期間が平成20年6月27日開催予定の当社第151回定時株主総会の終結の時までとする「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といい、その内容は別紙のとおりであります。）を導入いたしました。

その後も、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益の保護の観点から、買収防衛策に関する情勢を含め、継続の可否について検討を続けてまいりました。

その結果、平成20年5月16日開催の当社取締役会におきまして、取締役全員の賛成により、平成20年6月27日開催予定の当社第151回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、本プランを継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本プランの継続を決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べました。

また、本プランについては、導入時と比較して、法律改正による字句の変更と、本プラン3-(1)「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」の対抗措置として「株式分割」によるものを削除いたしておりますが、それ以外の変更点はございません。

別紙

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

I 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場企業である以上、当社株式の取引は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、大規模な当社株式等の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

従いまして、当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値については株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案がなされる可能性も否定できません。

一方で、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のためには、顧客との信頼関係を重視した中長期的視野に立った経営への取組み、高度な技術力の維持およびそのさらなる向上、そしてそれらを支える全社員の高いモチベーションの維持と、これらによって築かれた国内外の顧客・取引先等のステークホルダーとの間の永年の信頼関係への深い理解が必要不可欠であります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらのことを十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続維持向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、上に述べましたような当社の企業価値・株主共同の利益に資さないおそれのある不適切な大規模買付行為等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のために、

- ①東日本においては新工場として最新鋭の設備を備えたかずさテクノセンター（千葉県木更津市）を新設、西日本では伊賀工場（三重県伊賀市）をリニューアルの上、二大工場による効率的な研究開発・生産・サービス体制の確立
- ②現玉川製造所跡地を利用した地域社会等のステークホルダーにも配慮した中長期的観点からの再開発およびその他資産の有効活用
- ③社員の士気を高める人事制度と社員教育・研修の充実
- ④環境マネジメントシステム ISO14001 を展開し、省資源、省エネルギー製品の開発
- ⑤今後も成長が見込まれる中国を初めとした海外市場における営業活動の推進など、当社の将来を見据えた施策に鋭意取り組んでおります。今後も中長期的な視点に立ち当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に維持・向上させていくことに最大限の努力をまいります。

Ⅲ不適切な者の支配を防止するための取組み

1.導入の必要性

当社が外部者である大規模買付者からの買付けの提案を受けた際に、株主の皆様が、当社と顧客企業との関係や当社の高い技術力等の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、特定株主グループ¹の議決権割合²を 20%

¹ 特定株主グループとは、

- (1) 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ。）または
- (2) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

² 議決権割合とは、

- (1) 特定株主グループが、注 1 の(1)記載の者である場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じ。）も加算するものとします。）または
- (2) 特定株主グループが、注 1 の(2)記載の者である場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われた際に、当該買付提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして、下記にその詳細を記載する本プランの導入が必要不可欠であると判断しました。

2.大規模買付ルールの設定

当社取締役会は、大規模買付行為は以下に定めるルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考えます。大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様との判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「買付情報」といいます。）を、提供していただきます。買付情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠
- ④ 取得資金の裏付け
- ⑤ 当社株式取得後に想定している当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および従業員の処遇等

議決権割合の計算に際して、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

³ 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明記していただきます。当社は、この意向表明書を受領した後、5 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報では、買付内容の検討に必要な情報として不十分であると認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して追加的に情報提供をしていただく場合があります。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し買付情報の提供を完了した後、60 日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、当社取締役会は、その判断に際して、当社監査役の過半数の同意を得るものとします。当社取締役会および当社監査役は、それぞれ別々に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとします。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法等のいかに関わらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款により認められる措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙記載のとおりですが、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

この対抗措置がとられた場合、大規模買付者は、その持株比率が低下するなど、自己の持株の価値が減少するという不利益（以下「希釈化等の不利益」といいます。）を受けることがあります。

(2) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案について反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご検討の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合であっても、例えば、当該大規模買付者が、

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者や

そのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券など高額資産等の売却等をさせ、それによって得られた利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当等による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

など、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすと認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るため、上記(1)記載の場合と同様、適切と認められる対抗措置をとることがあります。

この対抗措置がとられた場合、大規模買付者は、希釈化等の不利益を受けることがあります。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本プランの導入が株主・投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、新株予約権の発行は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利ないし利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かを判断するために必要な情報、および現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。本プランにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、買付提案に応じるか否かを判断することが可能となり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、当社取締役会の対応方針は異なりますので、当社株主および投資

家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に十分ご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当該大規模買付者以外の当社株主の皆様が法的ないし経済的に格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会は、具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に則り、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として、新株予約権を発行する場合、株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令および金融商品取引所規則に則り別途お知らせいたします。この新株予約権を行使しない場合、他の株主の皆様が極めて安価に当社普通株式の発行を受けることにより、結果として、新株予約権を行使しなかった株主の皆様についても、希釈化等の不利益を受けることがあります。

5. 本プランの継続手続および有効期限

本プランは、平成20年6月27日開催予定の当社第151回定時株主総会において、本プランの継続につき株主の皆様のご承認⁴をいただきました場合、本プランの有効期限はさらに2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続または変更するか否かを検討し、継続または変更することを決定した場合、本プラン導入時と同様に、定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続または変更の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

⁴ 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数のご賛同を戴いた場合を意味します。

6. 本プランの廃止および変更

本プランの継続後、有効期限前であっても、下記いずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されることとします。

- ① 当社の株主総会において、本プランの継続もしくは変更の議案が承認⁵されなかった場合または本プランを廃止する旨の議案が承認⁶された場合
- ② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

また、本プランの有効期限前であっても、当社取締役会は、会社法および金融商品取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、必要に応じて本プランを見直しまたは変更していく所存です。

以 上

⁵ 前注4と同じ。

⁶ 前注4と同じ。

(別紙)

新株予約権の概要

1. 新株予約権の付与の対象となる株主およびその発行条件

取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、新株予約権無償割当ての方法によることができるものとする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 新株予約権行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. その他の条件

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定める。

以上